

山 北 町 教 育 大 綱 （素案）

確認 1

平成 28 年度～平成 30 年度

平成 2 7 年 1 1 月

山 北 町

第1章 総論

1. 策定の背景

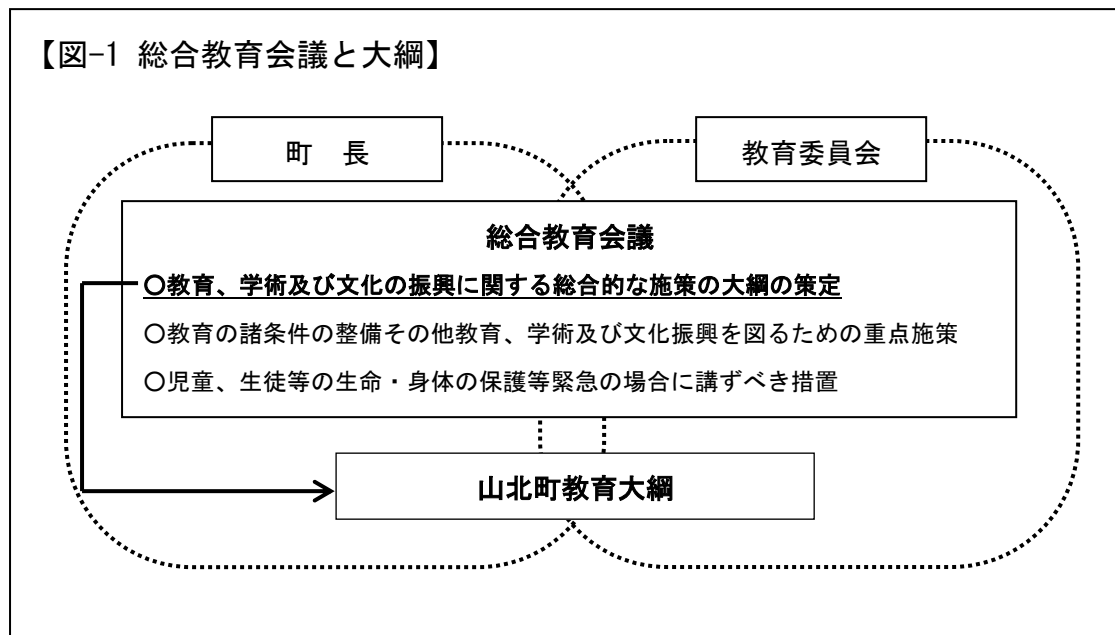
平成27年4月1日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されました。今回の改正において、教育に関する予算の編成・執行や条例案件など重要な権限を有している首長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政を推進するために、すべての地方公共団体に首長と教育委員会を構成員とする「総合教育会議」を設置することが規定されました。

そしてこの会議において、首長と教育委員会の連携を強化し、首長が教育行政に連帯して責任を構築するため、当該地方公共団体の教育、学術及び文化振興に関する総合的な大綱を定めることが義務付けられました。

確認2 本町では、平成26年度から「山北町第5次総合計画」(※)に基づき「学びと歴史文化を生かしたまちづくり」を目指して、教育行政を推進しているところであり、今回、制度改正に基づき設置した「山北町総合教育会議」は、町長と教育委員会との連携をさらに深めるとともに、教育行政に関する諸課題の協議・調整の場として位置付けました。この会議において議論を重ね、本町の教育及び文化等の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本的な方針を定めた「山北町教育大綱」を策定しました。

※総合計画は町の定める計画の中で最上位に位置づけられる計画です。

【図-1 総合教育会議と大綱】



2. 大綱の位置づけ

山北町教育大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に規定されている大綱であり、本町の最上位に位置付けられる計画「山北町第5次総合計画」と整合を図るとともに、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本法における基本的な方針を参酌した上で、本町の教育、学術及び文化の振興に関する目標や施策の方針を定めたものです。

調整 6

この大綱により、本町が目指す「学びと歴史文化を生かしたまちづくり」の方向性を明らかにし、町民の理解、協力及び自主的な参加を求め、町民総ぐるみによる教育を進めます。

調整 7

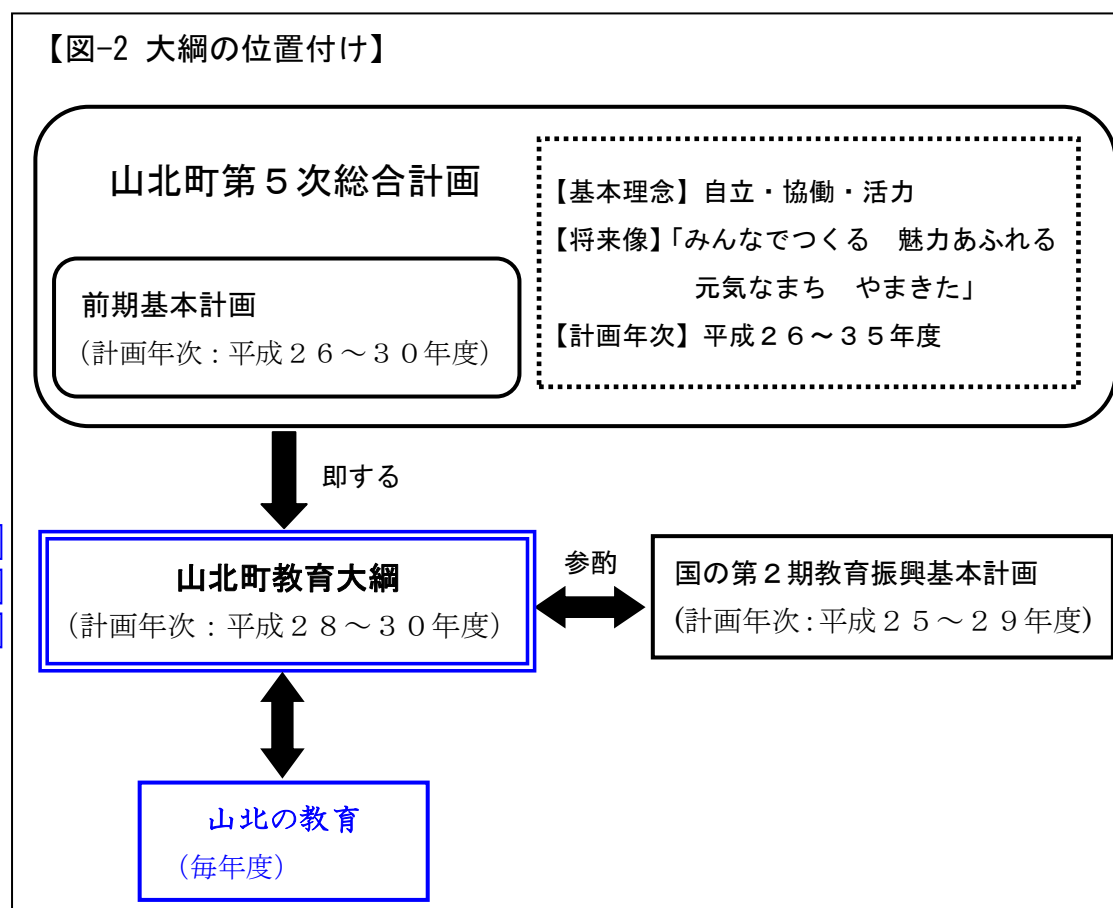
3. 対象期間

「山北町教育大綱」は、「山北町第5次総合計画」に即し、中長期的な教育・文化分野の施策方針を明らかにする性格を有することから、山北町第5次総合計画前期基本計画の計画年次と整合を図り、平成28年度（2016年度）から平成30年度（2019年度）までの3年間を対象期間とします。

確認 8

そして、山北町第5次総合計画後期基本計画の策定に合わせて見直しを行うこととします。

【図-2 大綱の位置付け】



確認 3

確認 4

確認 5

第2章 大綱の基本目標と重点取り組み

社会のグローバル化や高度情報化などが急速に進む中、こうした社会変化に対応しながら新しい時代を自ら切り開き、たくましく生き抜く力が求められており、その根幹となる教育への期待はますます高まっています。

学校・家庭・地域がそれぞれ教育における役割と責任を自覚し、「山北町自治基本条例」が掲げる「協働のまちづくり」の視点に立ち、相互に連携を図りながら教育内容を充実させ教育環境を整えるため、本大綱の3つの基本目標とそれを達成するための取り組みを次のとおり定めます。

基本目標1 次代を担う子どもの教育・青少年の育成

幼児教育を充実させるとともに、安心して子育てできる環境づくりを進めます。

確認 11 学校教育においては、教育環境の整備や教育内容の充実により、「生きる力」を育成し、児童・生徒一人ひとりの個性や能力を生かすことのできるきめ細やかな教育を進めます。また、学校・家庭・地域が連携して、青少年が心身ともに健全に育つ環境づくりを進めます。

調整 15 ○重点取り組み1 幼児教育の充実

◇基本方針

幼児の心身ともに健やかな成長に向けて、幼児期における教育の大切さを踏まえ、「幼稚園・保育園のあり方基本方針」に基づき、地域の特性を生かした創造的な教育や子育て相談など総合的な支援を推進します。

◇主な施策・事業

- ・ 幼児の教育環境に配慮した施設整備を行うとともに、幼児の主体的な活動が確保されるよう教育内容の充実を図ります。

確認 13 ・ 子育て相談や保護者交流など家庭との連携を深め、家庭教育を充実します。

調整 14

○重点取り組み2 小学校・中学校教育の充実

◇基本方針

子どもたちが生涯にわたる学習の基盤と社会性を身につけることができるよう、学校・家庭・地域・関係機関の連携のもとで、安心して学べる学校づくりや各学校の特色を生かした教育内容の充実、児童・生徒一人ひとりの個性や能力を生かす学校教育を推進します。

調整 16

調整 17 ◇主な施策・事業

確認 18 ・学校安全管理のための施設整備や学習しやすい教育環境づくりを進めます。

調整 19 ・確かな学力の向上を目指して教育内容の充実を図るとともに、健康・安全教育と食育指導の充実を図ります、
・国際理解教育やキャリア教育などを推進し、社会の変化に対応した教育を充実します。

調整 20 ・家庭や医療、福祉等の関係機関と連携しながら、特別支援教育を充実します。

調整 21

○重点取り組み3 地域教育力の活用

◇基本方針

地域や町内にある高等学校との交流と連携をより一層深め、相乗的に特色や魅力を高め合い、地域に密着した開かれた特色ある園・学校づくりに向けた取り組みを図ります。

◇主な施策・事業

調整 22 ・県立山北高等学校等と子どもや地域の方とのスポーツ・文化活動による交流を進めます。

調整 23 ・生徒のニーズに応じた進路相談に努めるとともに、就学資金貸付制度の充実を図ります。

調整 24

○重点取り組み4 次代を担う青少年の健全育成

◇基本方針

学校・家庭・地域が連携し、望ましい生活習慣の確立など家庭での自立への基盤づくりを支援します。また、多様な体験活動の場と機会を充実し、社会とかかわりながら郷土を愛する心が育まれ、青少年が心身ともに健全に育つ環境づくりを進めます。

◇主な施策・事業

- ・学校行事や地域行事などを通じた青少年と地域との交流を促進します。
- ・青少年スポーツクラブなどの青少年団体の自主的な活動を支援します。

調整 25

基本目標 2 生涯学習・生涯スポーツ・文化活動の推進

生涯を通じて学びながら豊かで充実した生活を送ることができるよう、学習機会の充実や学びの場の提供などを図ります。

また、子どもから高齢者まで、町民誰もが気軽にスポーツを楽しむことができる環境づくりに取り組みます。自発的で活発な文化活動の支援や発表の機会の充実に努めるとともに、地域特有の文化遺産や歴史に親しめる環境づくりを進めます。

○重点取り組み5 生涯学習の充実

◇基本方針

生涯学習推進プランに基づき、町民が主体的な学習を通じて、豊かで充実した生活を送ることができるよう、多様な学習機会の充実や学習の場の確保などを図るとともに、学習で培われた力を発揮できるような地域に根ざした生涯学習の活性化を進めます。

◇主な施策・事業

- ・生涯学習の総合的な推進を図るため、参加しやすい講座や教室の内容の充実、学習機会の工夫に努めます。
- ・活用しやすい施設改修を進めるなど、生涯学習センターの機能充実に努めます。

調整 26

○重点取り組み6 生涯スポーツの充実

◇基本方針

森林と清流の自然豊かな環境を活用し、子どもから高齢者まで町民誰もが気軽にスポーツ活動に親しむことができる機会と場を充実し、生涯スポーツの振興を図ります。

◇主な施策・事業

- 確認 27
- ・いつでもどこでも楽しめる健康づくりのためのスポーツを推進します。
 - ・活動しやすいスポーツ施設の整備を進めるとともに、利用しやすい運営・活用に努めます。

調整 28

○重点取り組み7 文化活動の推進

◇基本方針

町民の自主的で活発な文化活動を促していくために、文化団体等の活動の支や成果発表の場と鑑賞の機会を充実するとともに、文化遺産への理解と保護意識の啓発を図りながら、積極的な活用を進めます。

◇主な施策・事業

- ・町民のニーズに応じた講座や講演会を実施するとともに、文化団体等の活動を支援します。

確認 29 ・町固有の文化財の適正な保護や史跡の整備に努めるとともに、文化財を活用したまちおこしを行います。

調整 30

基本目標3 人権尊重のまちづくりの推進

すべての人がお互いの人権を尊重し、共に協力して支え合うことができるよう、人権教育や啓発活動を行います。

また、性別に関係なく、その人の個性、能力を十分に発揮することができ、就業や地域活動等あらゆる分野に参画できる環境づくりを進めます。

調整 31 ○重点取り組み8 男女共同参画社会の推進

◇基本方針

男女が互いの生き方を尊重し、家事や子育てを役割分担するなど、男女がともに参画する社会環境づくりを進めます。

◇主な施策・事業

- ・講演会等の開催により男女共同参画の理念について、啓発活動を進めます。

調整 32 ○重点取り組み9 人権尊重のまちづくりの推進

◇基本方針

町民一人ひとりの人権が尊重され、互いに認め合えるまちづくりを目指すとともに、差別がなく誰もが幸せに暮らすことができる地域社会の実現を目指すため、あらゆる機会を通じて人権教育及び人権啓発を効果的かつ継続的に推進

調整 33 します。また、関係機関、人権擁護委員等との連携を図りながら、人権相談に関する取り組みについても積極的に推進します。さらに、すべての町民の人権が尊重される明るく住み良いまちづくりの実現のため、町民とともに取り組み

を進めます。

◇主な施策・事業

- ・多様化する人権課題について正しい理解と認識を深めるため、人権教育や町民啓発活動に取り組みます。

調整 34